

令和2年度 東京都税制調査会

第2回小委員会

令和2年8月24日（月）13:30～15:29

都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

【工藤税制調査課長】 では、定刻になりましたので、第2回小委員会を開催させていただきたいと思
います。

改めまして、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これから、
令和2年度第2回小委員会を開催させていただきます。

これに先立ちまして、委員の出欠に変更がありましたので、お知らせいたします。

座席表は、変更前のものになっていますけれども、宮本先生、本日、ご出席いただくことができました
ので、ご参加いただいております。それから、本日、出席予定でした関口先生は急用により欠席となっ
ております。この場を借りて訂正させていただきます。

それでは、今回の小委員会についてなんですけれども、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまし
て、ウェブ開催とさせていただきます。先生方におかれましては、事前準備などにもご協力いただきま
して、ありがとうございました。

本日は、既にお送りしております資料をご参照いただきながら、御審議いただければと存じます。

それでは、この後の進行につきましては、諸富小委員長をお願いいたします。よろしく願いいたしま
す。

【諸富小委員長】 諸富でございます。 では、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題は、「感染症対策における税制のあり方」ということで、まず、論点及び資料の説明につい
て、事務局から、よろしくお願いいたします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、事務局から、本日のテーマ「感染症対策における税制のあり方」
の論点につきまして、説明をさせていただきます。

お手元の資料1、「第2回小委員会の論点」を御覧ください。前回、第1回の小委員会では、「感染症
対策と税制措置」というテーマで御議論いただき、主に、目下のコロナ禍における必要かつ効果的な税制
支援のあり方について、現在実施中の税制措置が抱える課題、あるいは、今後来るべき新たな感染症に備
える上での課題といった観点から、様々な御審議をいただきました。

第1回では、コロナ禍で困っている個人や企業に向けて、税制がどのような形でサポートできるかが主
なテーマであったのに対し、第2回では、これはコロナ感染症拡大収束後を見据えての議論ということに
なりますが、感染症対策の税源及び税制のあり方について、後ほど説明する「参考税制」の資料なども御
参照いただきながら、様々な観点から御審議、御議論いただければと考えております。

具体的な論点としては、資料1の1と2にあるとおりです。

まず、一つ目の論点、「将来に向けた国内外の感染症対策に資する税源確保」では、今回の新型コロナ
感染症緊急経済対策にかかる財政支出の税源、そして、それだけではなくて、グローバル化や温暖化の進
展で、今後、ますます増大すると考えられる将来の新型感染症拡大リスクに備えるための税源や税制のあ
り方について、諸外国やOECD、あるいはEUなどにおける、こうした点の検討状況なども参考に、幅
広な御議論をいただければというふうに考えております。

次に、二つ目の論点の、「地方の役割を踏まえた税源配分のあり方」でございますが、今回のコロナ対
策の大元にある「新型インフルエンザ特別措置法」においては、国が緊急事態宣言を発令し、その対象と
なった都道府県知事が各種要請・指示を行うなど、地方が感染症対策の大きな役割を担っており、また、

感染症拡大状況など、地域の実情に応じた感染症対策の実施主体となるのも地方であります。こうしたことを踏まえまして、感染症対策における地方への税財源の配分はどうあるべきかについて、御議論いただければというふうに考えております。

なお、論点1と2につきましては重なる部分も少なくないと存じますので、別々にというよりは、必要に応じて、適宜併せて御議論いただくことを想定しております。

続きまして、本日、ご用意いたしました資料についても、簡単に触れさせていただきたいと思います。事前にお送りした紙資料を御覧の場合は、A4横でホチキス止めしてある資料が2部、表紙右上に「資料2-1」と記載されたものと「資料2-2」というものがお手元にあるかと思います。ダウンロードしたPDFファイルをパソコン等の端末で御覧の場合も、同じく資料番号、【資料2-1】と【資料2-2】のファイルが分かれておりますので、2部ご確認いただければと思います。今回の資料は、この2部構成となっております。

まず、一つ目の資料、資料2-1、「1. 感染症対策における税制のあり方（参考税制）」ですが、一つ一つの資料ではなく、目次を御覧いただきながら、資料構成の概要を御説明してまいりたいと思います。いずれの資料も、今回の議論に資すると思われる税制を、構想段階のものも含めまして、幅広く概観できるようにという趣旨でお付けしたものでございます。

1ページ目から5ページ目まででございますが、デジタル課税・国境炭素税・金融取引税など、現在、EUがコロナ復興基金の新規財源案として検討していると言われている税源の一部を、参考に取り上げております。

次に、6ページから8ページまでは、国際的な感染症対策など地球規模の課題に充てるための財源確保を目的とした国際連帯税構想や、その一実施形態としての航空券連帯税、また、企業収益が適正利潤を超えたときに課税する超過利潤税の導入例について、参考に御紹介しております。

次に、9ページから11ページまででございますが、東日本大震災の復興特別税関係の資料、12ページから最後の17ページまででは、我が国の現行税制の中でも、国境を越える人の動きに課税する「国際観光旅客税」や、地球規模の課題の一つであるCO2排出抑制に向けた地球温暖化対策のための税の資料となっております。

こういった構成で、今回の議論の「参考税制」に関する資料を用意させていただきました。

続きまして、資料2-2、「2. その他 参考資料」でございますが、こちらの方も、目次を御覧いただきながら、資料構成の概要をざっと御説明してまいりたいと思います。

こちらは、前回、第1回の小委員会検討テーマ「感染症対策と税制措置」関連の追加資料の位置づけでございます。前回のコロナの影響が分かる統計資料ということで、景気動向指数であるとか有効求人倍率等の資料をお付けしましたが、今回は、より影響が明確に現れてきた企業収益関係の資料や、前回の御議論の中で、自宅療養者やその家族等に対する支援の話が出ましたので、現在のコロナ感染症の療養状況が分かる資料などをお付けしています。

以上、簡単ではございますが、資料につきましての説明は終わりにいたします。

【諸富小委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明がございました論点、それから資料について、皆様から御意見・御質問等をいただきたいと思います。

どういうルールですればいいでしょうかね。手を挙げていただくと、私の方からは見えるんですけども、それでいいですか。

【工藤税制調査課長】 御意見のある委員に画面上で挙手していただき、諸富小委員長に指していただ

くような形でいかがでしょうか。

【諸富小委員長】 はい、それが一番簡単で、分かりやすいですね。

【工藤税制調査課長】 よろしく願いいたします。

【諸富小委員長】 はい。では、皆様、手を挙げていただくのが一番画面上で識別しやすいので、それをお願いいたします。では、佐藤委員、よろしく願いします。

【佐藤委員】 すみません、今日は都庁に来ているんですが、よろしく願いいたします。

この間も申し上げたんですけれども、今回のコロナを契機に、税制のグリーン化というんですが、これはむしろ諸富小委員長の専門ですけれども、グリーン化はあってしかるべきだと思う。ただ、これはもちろん前提は国税と地方税が共同でやるということが大前提にはなりますけれども、今の現在の地球温暖化対策税とか、石油石炭税、これを見直して、その上で、もう少し包括的なヨーロッパ型の、ある意味、下流段階を視野に入れた、説明がありましたように、環境税はもちろん上流、中流、下流がありますよね。下流段階、具体的には、例えば電力消費なんかも視野に入れた環境税は、やはり一つの選択肢になると思います。ただ、今の環境税、その上、エネルギー特会に行っちゃうと変なことに使われるので、もちろん、これは一般財源化するという。で、それをもって今回のコロナにかかった経費、国は補正予算で60兆、赤字国債を出していますので、コロナにかかる経費に充当するのは、一つの道かなと思いました。

あと、もちろん、この委員会でもさんざん議論しましたが、デジタル課税のあり方というのも、これを契機に、もう一度見直すのはいいんですが、やはり国税及び国際課税との連動になりますので、東京都だけでやるのは、難しいかなとは思っています。

あと、今回出てきた超過利潤課税は、いわゆる短縮納税に当たるんだと思うんですが、呼び方はいろいろですけれども、一つの選択肢。一番近いのは、実は外形標準課税になる。本来は所得型加算法になっているので、外形標準課税は少し形態が違いますが、もともとこれは消費型控除法にするか、あるいは、加算型でも控除型、控除法にすれば、つまり投資を全額控除に、即時控除する形にすれば、あとは賃金の扱い、いろいろ議論がありますけれども、キャッシュフロー課税化することは、一つ、あり得る選択肢だと思えます。

ただ、一つ言っておくと、キャッシュフロー課税は、経済的には非常に効果、中立的でよろしいと私は思うんです。ただ、税収が不安定になるのは否めないもので、これはある種、法人課税あたりの議論になるかもしれませんが、不安定な税収は基金化して行って、景気のいいときにはため込んで、景気の悪いときに吐き出すというような、そういった基金化と連動させて考えていくこともあっていいかと思いますが、一つ超過課税、これも一つの選択肢かなと思いました。

あと、一応忘れる前になのですが、今回は少し議論に出ているんですが、今後固定資産税をどうするか、それを少し考えた方がいいかもしれないです。というのは、特に商業地なんかにおいて、これからまだ、売上げがなかなか戻らない時期に、固定資産税はどうしても固定経費になります。儲からなくても、赤字企業でも払わされるので。税制上はそれがまさに趣旨でもあるんですが。だけど、やはり、特に、コロナ後の経済回復を迅速に行うという観点から見ると、固定資産税を、例えば、ある程度軽減させていくとか、あるいは、前にもどこかで言ったような気がしますが、赤字企業については、自分の赤字の一部を、例えば固定資産税と相殺できるようにするとか、何か一つ仕組みを考えないと、企業にとってみれば重い負担になるかなという気がします。特に、中小企業系ですね。大企業は、お金を持っているので、何とかする気がするんですが、中小企業向けについては、固定資産税のやり方は少し、要注意かなと思いました。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 はい、ありがとうございました。

他の皆様はいかがでしょうか。では、土居委員、よろしく申し上げます。

【土居委員】 今回の感染症対策について、当然ながら、政府の役割という、自治体の役割があつて、その公的支援があつての感染症対策であるということは、多くの国民は実感しているんだと思うんですが、では、その費用負担の話になったところで、どうせ金利も上がらないんだから、国債で賄えばいいじゃないかという話になりがちで、これが東日本大震災のとき以上に、税でなくて国債で賄えばいいじゃないかという話になり下がっているところは大変強く懸念をしております。

今すぐに増税しようということはないんだけど、その今回負った債務を、いずれ何らかの形で我々が負担をしなければという、そういう機運さえ、残念ながら東日本大震災のときよりも下がっている。下がっている、ないしは、そもそも、それと反対の意見を言う、そういう声が強いということ、まず踏まえないといけないぐらいになりました。その意味では、どの税でという話もこれから意見を申し上げますけれども、それよりも前に、コロナ対策で費やした費用の負担を我々国民、都民が負っていく、将来、負わなければならないという、そういう意識の醸成、喚起が必要なのではないかと思います。それが基本にあつて、その上で、どのような税目という話が次の第2期の話になるんだと思います。資料2-1にも掲げられているような、ある意味で新しい課税を考えていけないといけない。佐藤委員のおっしゃったような、そのグリーン化、これも常々言われていながら、まだ実現していなかったという我が国においては、非常に重要なポイントになると思います。

国際連帯税なんですけれども、少し、ここリモートだからこそということで、私が関わったものでもありますので、御紹介をさせていただきます。外務省で、昨年7月から今年の末までに、SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会というものが開催されて、先般、茂木外務大臣に、この最終論点整理を手交したわけでありまして。この中で、何がこの議論になったかということ、実は、全てそれではないんですけども、国際連帯税も、一つの議論になった。常々外務省は、税制改正要望の中で、国際連帯税めいたものを何らかの形で、その財源として、SDGsのためではあるんですけども、もう少し狭い意味で言うと無償、海外無償援助の財源ということで、一つの具体策として国際連帯税とかを挙げていたんですけども、なかなか、そのいわゆる与党の税制調査会で、長期的な課題であるところ以上に、今度、提示して駄目だったら、本当にもう国際連帯税は、ある意味今の与党の下では導入は無理だというような状況になっているという話が実はあつて、我が国で国際連帯税という話は、EUはEUの事情があるにしても、なかなか、炭素税よりもかなり実現が難しい状況。

その上に、今回の新型コロナの影響で、航空業界が大打撃を受けているという中で、その出国時ないしは入国時に課税をするというようなことはなかなか、環境としても容易でないというようなことで、外務省としても前向きになりにくいと、税源として、その最終論点整理で申し上げたわけでありまして、どちらかという、長所・短所いろいろあるけれども、なかなか我が国で導入するのはハードルが高いねというようなことが根幹に醸し出されたというような、状況が現状だということの一つ、ご参考までに申し上げます。連帯課税の話は、これから国際同意が結ばれるということですので、それに従いながら、そこで何らかのその税源が得られるということであれば、それを有効活用することは非常に重要なことだろうと思います。

あと、残されたこの資料2-1の中の論点で申し上げますと、東日本大震災の復興特別会計の話は書いてあるんでございます。復興特会、これはまさに、その東日本大震災の復旧・復興のための費用の償還を含めた、その区分経理をするために設けられたということでもありますけれども、この特別会計の設置の順序

というのが重要だろうと思っております。私も、その新型コロナ対策のための費用で国債を発行したということであれば、その国債については区分経理をして、やがては60年償還ルールよりも早い償還スケジュールで返済をすることを考えるべきだと。そのためには特別会計の設置は有効な手段だとは思っているんですが、今、今日の時点で、それを設置するのは、なかなか時期尚早なところがある。

どうということかという、東日本大震災の場合は、いわゆる復興財源スキームが決まると同時に、特別会計として区分経理ということになった。つまり、国債を復興のためにどれだけ発行するか、それから、償還財源も、いわゆる復興特別税で賄うということ、その二つの関係について、特別会計を設置することになったわけでありましてけれども、今この時点で、新型コロナ対策のために幾ら国債を増発すればいいかということは、まだ、その上限が見えてない。幾らまで発行すれば終わりにするという金額のめどが立っていない状況です。その下で、一般会計から切り離して特別会計にすることになれば、一般会計で経理するときには、当然その公債依存度とかそういうような数字が出てきて、今年度は、第3次補正予算はまだできていませんけれども、これができるのであれば、公債依存度は70%とかという、目も当てられないようなパーセンテージになると思います。一般会計の中で区分することによって、公債発行のその度合いが過度であると、それだけその債務を大きく膨らませている実感が湧くわけでありましてけれども、そのコロナ対策のための国債を一般会計から切り離れた途端に、諦めとは言いませんけれども、特別会計で経理していて、そこで国債を発行できなかったら取り過ぎじゃないかと言って、際限なく国債を発行することになりかねない。

もちろん、一般会計では歯止めが本気であるのかという心配はなくはないんですけども、今の段階で国債をどれだけ発行するのかという、その上限がきちっとない中で、特別会計をつくっていくことになると、特別会計で無節操に国債を発行されてしまう懸念があるので、やはり、まず一旦、その新型コロナ対策のための財源スキームとして、これ以上は、もう支出は必要ないだろうというこの見極めが、いずれコロナが収束に近づいてくるにつれてできてくる。その頃ぐらいに、だからこれだけ国債を発行したと、これで、決め打ちで、この後、この財源をどの税で賄うのかということとセットで、特別会計を設置する、こういう手順にすべきではないかと私は思うわけでありまして。そういう意味では、その税源をどうするかということになると、先ほどから、議論があるような、そのデジタル課税だとか炭素税、温暖化対策税ですね、こういったところが一つ有力な財源になるんじゃないかと思えます。

もう一つ、その地方の税源というところで申しますと、その地方は、やはり、特に医療については都道府県知事に権限が多くある、そういう状況でありますから、都道府県知事の権限に合わせて税源をしっかり確保して、確保できるような地方税制が私は必要だと思います。

ひとまず、長くなりましたので、ここまでとさせていただきます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

他の先生方、特に論点を区切っているわけではないですが、できれば前半を主として、既に佐藤委員、土居委員から、そういう方向で御議論いただいておりますが、将来に向けた国内外の感染症対策に資する税源確保という観点から、新型コロナ感染症緊急経済対策の税源のあり方、グローバル化や地球温暖化の進展に伴い、増大する新型感染症に備える税制のあり方という観点で、論点1の方を中心に問題提起ないしは質問をいただけるように、よろしくお願いたします。

では、高端委員。

【高端委員】 ざっくりとした話になりますけれども、先ほどの佐藤委員もおっしゃったような、税制をグリーン化していく方向性は、基本的にあまり異論がないだろうし、それが望ましい方向性だと思います。ただ、そのとき、昨年度までの都税調でも、答申の方にいろいろ、目出しはしてあるわけですがけれど

も、給付型で税額控除を具体化していく方向と、やはりセットにするといいのかなと。ご承知のとおり、税制をグリーン化するとき、炭素税がそうですし、自動車関連の課税もかなりの部分がそうですけれども、恐らくやや逆進性を伴うことになるわけなので、そこは所得再分配の観点も加味するという意味で、特に給付付き税額控除の検討はセットで進めるべきなのかなと思います。

あと、土居委員が先ほどおっしゃった、コロナに伴って経費がかさんでいるところで、その東日本大震災の時にも増して、それに合わせて、税の負担でその経費を賄っていこうという雰囲気が非常に今回は欠けていて、それを懸念しているという御発言がありましたが、一般論としては、それは全くそのとおりだと思います。

ただ、この都税調の答申で、どのぐらい書き込めるか、書き込まないのかというのは、私はまだ分かりませんが、いずれにせよ、このコロナ対策、あるいは、コロナ後を視野に入れた、その財源確保のあり方を答申でちゃんと論じるとするならば、少なくとも、そのセットで、都の財政状況、あるいは、そのコロナ対策で東京都が、基金が減ったりしているわけですが、その辺を丁寧に都民に説明するようなコンテンツもセットで、答申では展開する必要が当然あるのかなと思ひまして、その上で、都民がどうやって負担を分かち合っ、将来も含めて都民のニーズを満たしていくかについては、健全な方向で答申が読まれるようなものにしていく点は、細心の注意を払うべきなのかなと思います。

その二点だけを取りあえず申し上げます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

皆様、できる限り多くの委員の御発言を。

金井委員、よろしくお願ひいたします。

【金井委員】 前回もお話ししたと思いますけれども、この問題は、シナリオが違う場合には、かなり方向性が変わってくる問題だと思いますので、二つないし三つの道を考えておかないといけないのではないかと考えています。

一つ目は、アフターコロナというような発想で、取りあえずコロナが収束すると、元の姿のような経済活動に戻れるというシナリオです。その場合には、その間のコロナ対策費用をまかなった国債を中心とする借金を返済していく計画を立てていく形です。多分、土居先生がおっしゃっているようなロジックが非常に重要になってくるんじゃないかなと思います。借金ばかりして返さないのは問題ですが、ただ、東日本大震災に比べるとはるかに打撃は大きく、リーマンショックよりも大きいということなのです。借金を返すことを心配できる人というのは、結構金が余っている人で、今、むしろ借金どころではない人も結構多いので、この短期的なつなぎというのはかなり重要になってくる。

それで、現状は国債によるつなぎですが、将来的には、こういう感染症だけには限りませんが、何か起きたときに、働かないでも食っていけるような仕組みをつくっておかないとならない。それは雇用保険なのか、給付付き税額控除なのか、どういう形態になるかは分かりませんが、アフターコロナを考えると、もし可能であるならば、次にCOVID-19のような感染症が起きて、みんなで休業となっても、今回のように多額な国債を発行しなくても済むように、あらかじめ保険を積み立てておくような仕組みも併せてつくらないとならない。つまり、税制だけではなくて、社会保険と連動してやらないとならないのではないかとというのが一つ目のシナリオです。この場合には、感染症は収束しているとして、旅行といいますが、グローバルな人の動きが戻る、それからデジタル経済は進むというような形でしょうから、デジタルサービスへの課税と、それから人的・物的な移動に対する国際連帯税のような課税が同時に可能になる気がいたします。

それから、二つ目は、よくウィズコロナと言いますが、結局、COVID-19は克服できないというシ

ナリオです。だから、ずっと我々は感染症にかかりながら暮らすしかない。したがって、COVID-19にかからないために自粛をすることは結局できないから、COVID-19にかかりながら活動するしかないというのがウィズコロナという考え方ですね。この場合には、密な状態で人間が活動すると、COVID-19をますます増長させることになりますから、東京一極集中とかでは結局、経済社会が成り立たないということになるので、何を税制として支援するのが必要になってきます。もっと言えば、東京一極集中はやめるということを行わなければならない。実際、都心部のオフィス需要は下がっているわけですから、場合によっては、東京の経済的な繁栄がなくなると。これがウィズコロナのあるべき姿だというふうになるのであれば、東京は率先して自らの経済活動を上げていく。そのための一種の追い出し税的なことを行っていく。それはグリーンにもつながるかもしれませんが、人の短期的な流動ではなくて、長期的に地方圏に分散してもらおう。だから、例えば固定資産税の議論で言えば、固定資産税を上げていく。要するに東京で住みたくするということが必要になってくるというのが、ウィズコロナという二つ目のシナリオですね。

それから、三つ目もウィズコロナなんですけれども、昔の経済活動をやっていくと。簡単に言えば、東京一極集中を続けてグローバルなインバウンドを増やして、したがって、感染症も爆発させながら東京の経済繁栄をいわば求めていくと。要は病気になるながら経済繁栄する、こういう路線になりますね。こうなりますと、今度は医療需要とか介護需要が極めて高くなっていくことになっていく。東京からの分散はしないことになりまして、国際的なインバウンドを抑制する話にもなりません。しかしながら、逆に言うと様々な副作用が出てくる。そこは別途、財政需要は爆発していく。病院施設をもっと増やしていかなければならないとか、感染症のための病棟を空けておきながら医療機関が成り立つように仕組みを考えていかないと、ということなのです。要は感染者をたくさん出しながら経済的に繁栄させていく路線になる。

要するに三つあって、昔のように戻るといふ話と、それから、昔のように戻っては駄目だから分散していくといふ話と、昔のように戻れないから、集中しながら病気を抱えていくといふ、こういう三つの流れがありまして、その選択によって、税制の方針は大分変わってくる。財政もそうですけれども。なので、これは政治判断といえますか、大きな判断がまず必要になる。あるいは、税制調査会的に言えば、三つのシナリオに応じた、あるべき税財政の選択肢やシナリオを考えておく、社会保障も含めてですけれども。そうならざるを得ないのではないかなと思ひまして、あまり小手先の議論をしてもしょうがないんじゃないかなという気はしております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

【沼尾委員】 それでは、幾つか申し上げたいと思います。

私が、今回のコロナ禍で大変気になっているのは、政治的にまとまって一定の政策について発言をしながら、それを政策の中に盛り込んでいくことが非常に難しい。例えば社会的弱者と言われているような、例えば低所得者の方ですとか、あるいは非正規雇用と言いつつ、実際個人事業主のような形で働いている方とか、そういう方たちに対する支援策をどのようにしていくのかということ、恐らく前回にも課題になったんだと思いますし、前回の議論のときにも、誰が本当に困っているのかという、そのターゲットが非常に見えにくい中で、打てる施策を思いつく限り打っているところもあるのではないかと議論も出ていたと記憶をしております。

まず、施策の面で言うと、どの国でも感じる事なんですけれども、情報ネットワークにつながるためのインフラが、本当であればパブリックに整備されてもいいはずなんですけれども、自己負担しなければいけないところがあって、そこをどういうふう考えていくのか、あるいは、それに対するコストを負担し

ていく税制のあり方が考えられるのかが一つポイントになるのかなと思っています。

あと、もう一つは、非正規と言いつつ、実際個人事業主の形で、契約で働いている個人の方々ですとか、その派遣切りに遭ってしまって、生活保護を受けている方もかなりいらっしゃると思いますけれども、こうした方たちが一時的に住所を獲得するための住まいですよね。行革の中で、高齢住宅も縮小する方向で来ていた部分もあると思うんですけれども、その住宅の確保みたいなものも含めた、これから生活を立て直していくための基盤というものをどのように整えていくのかも大変重要になってくるのではないかと思います。

あと、先ほど高端委員がおっしゃったとおり、給付付き税額控除で考えるのか、幾つか整理の仕方はあると思うんですけれども、そういった施策のあり方が問われるかなと。

それから、もう一つは、少し中・長期的な対応になるかと思うんですけれども、今回のコロナ禍も含めて、これから、世の中の経済の形が、いわゆる従来型の縦割りの、特定の産業分野ごとに何かやっていくというよりは、すごく複合的にいろいろなビジネスが行われていくとすると、従来型のような、特定の産業別を軸にしたような租税特別措置のあり方を、中・長期的に今から見直していくことが、実は必要なのではないかと思っています。それで、分野ごとのその租税特別措置は本当に必要なものなのかということも含めて、これからの一人一人が多様な役割を、複合的な役割を担うような、その個人主を軸にしたような面白いビジネスがあちこちで出てくるとすると、そういったところも見据えて、今のうちに租税特別措置のあり方を何か点検しておくということが考えられていいのではないかなと思っています。

あと、もう一点だけ申し上げますと、これは、むしろ保井委員の方が後からおっしゃってくださるのかなと思ったりもしているんですけれども、都市計画税とか固定資産税は、やはりこれからのその環境への配慮とかバリアフリーとか、あるいは一人一人の人が参加をしながら、これからの次世代型のまちづくりをしていくときに、税負担のあり方も含めて、どのように見据えていくのかは課題なのかなと。課題出しというか、気になっているところです。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、他の委員の皆様方、いかがでしょうか。佐藤委員、手が挙がっています、どうぞよろしく願います。

【佐藤委員】 すみません、今の沼尾先生のお話の続きになると思うんですけれども、一つ考えるべきは、やはり税制の簡素化は大前提。というのは、雇用が流動化して、これから確定申告をして、フリーランスの方々はそのようですね、雇用的自営という人たち。彼らは自分で確定申告しなきゃいけない人たちになってきますので、やはり普通にできるように。それから、いろんなベンチャーであるとか、非常に中小零細で新しく企業が起きるときにも、一生懸命、租税特別措置なんて設けても、手続が煩雑であれば、とてもじゃないけど使えたもんじゃないわけです。普通、なかなか税制に慣れない人たちが加わってくる、本当に税制に関わってくる。これまでは源泉徴収や年末調整で済んでいた人たちが自分でやらなければいけない時代が来ると思うんですね。だとすれば、やはり全体として簡素化、これは国税もそうなんですけれども、簡素化という流れになっていかないと。というのと、これは前回にも言ったような気がするんですけど、リアルタイムに、いかに所得情報をつかむかというのはすごく大事でありまして、今回、例えば休業協力金だってそうなんですけど、実際、どれくらい、そのラーメン屋さんには儲かっていたのか、本当のところ、どれくらい休業によって所得を失うのか、やはり千差万別なんです、本当は。それが一律200万円とか言われて、100万円とか言われても、本当は違うと思うんですよね。なので、本来であれば、これは持続化給付金もそうなんですけれども、やはり、リアルタイムに所得を捕捉して、それに応じて給付

をする。これは税と給付の情報インフラの面で、税と給付をちゃんと連結をしていくという、この仕組みがないといけないかなと思うんです。ご案内のとおり、多分、東京都とか自治体の持っている所得情報って前の年の所得ですから、コロナみたいなことが起きると、あまり役に立たないんですよね。そこから休業する人たちがいますから。あと、手短に三点ほどで、今回、新型インフルエンザで言うと、感染症拡大に対して、自治体が大きな役割を果たす。結果的にそうになっていますけど、東日本大震災も含めて、通常の災害と、こういうコロナのような感染症の最大の違いは、やはり外部性なんですよ。洪水であれ地震であれ、被害はその地域に限定されるわけであって、もちろん、一発で終わります。なので、ある意味、被害に広がりはないわけです。だから、周りも助けられるし、その被害額も確定するわけです。ところが、今回の感染症は明らかに人間が運ぶものでありますので、人が移動する限りにおいては、近隣にも広がるわけです。東京都で感染症が広がる。当然、千葉や埼玉にも行くわけですから、極めて外部性が高いエリアだと思うんです。

そうなってくると、果たして各自治体が単独で取り組めるものなのかと言われると、答えは多分、本来はノーだったと思うんですね。いろいろ言われていますけれども、本当は東京都も含めて、みんな関東圏、首都圏は少なくとも一体的になって、今回は感染症に取り組むべき。それはベッドの融通も含めてなんです、本当は。あるいはお医者さんの派遣も含めてです。その辺、自治体ごとにやるのは逆に縦割りになっていたと思うんですよね。くどいようですが、外部性の強い分野って、なかなかこれは厳しいと思うんです。

それで、金井先生から、その東京都の幾つかのシナリオの話がありましたけれども、ある意味、津波が起きたときに、東日本大震災であれ、東海地震であれ、津波が起きた、あるいは津波のリスクがあると認識されているエリアって、逆に内陸側に経済活動を移していくことがあったんですね。であれば、逆に、東京都には多摩地域がありますので、ある意味、都心部のサテライトオフィスの作り方でもあるんですが、経済活動をもっと、内陸という言い方は今回は変ですけど、多摩地域であるとか、こういったところに広げていくというのを一つの契機として、この件は東京都の中で完結させる必要はなく、埼玉に行っていたでもいいんですけども、東京都の立場で言えば、これまで都心部に集中していた経済活動を、むしろこの機会に多摩の方に移していくこともあっていいかなと思います。

逆に、これまでずっと都心回帰の流れがあったものですから、例えば、地価なんかを見ていても、あるいは人口の動向を見ていても、多摩地域、実は右下がりだった、右肩下がりだったんですよね。なので、それも含めると、もしかしたら、もう少し経済活性化につながるのではないかと、それが一つ、新しい東京都のあり方かなとは思いました。そういうわけで、具体的に固定資産税であるとか、そういったところの調整がとれる、例えば、金井先生が言う、都心部に関しては、もう少し固定資産税でも本当はいいのかもしれないということです。

あと、最後になんですけども、今回よく分かったのは、幾らお金を積み立てても、実際に、こういう感染症が増えていくとお金が足りない。十分積み立てる前に、問題が起きる可能性がある。あるいは、逆に何もしないでいると過剰な積立金になるわけですよ。2兆円も地方はお金をため込んでいるというのが話題になりましたよね。であれば、むしろ保険を使ったらいいんじゃないか、私、別の経済教室で、ちょっとぶっくらぼうに書いたんですけども、保険というものを使ってはいかがですか。つまり、ある意味、市場とどうやってリスクを分散させるかという。これはあながちな話ではなくて、例えば、国債なんかでも議論で、GDP連動債という議論があるわけですよ。金融の専門家の方々が、最近売り込んでいる考え方ではありますが、ある意味、マーケットとリスクをどうシェアするか。だから、これまでずっと同じことを言っていた、公共、国、あるいは東京都、自治体が、自治体が無理ならば国が、結局全ての

リスクを負ってしまっているわけなので、最後は国債ですよね。そうすると、国債は、最後は日銀がリスクを負うわけなので、リスクはどこかに一極集中しちゃうんですよね。でも、こういう問題というのは広く分散させるということであれば、そういうある種、保険の活用があってもいいし、この際、できるかどうか分かりませんが、GDP連動債みたいなものを、短期の資金調達では使ってみるといいですね。それは一回、新しい発想はあっていいのかなと思いました。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

佐藤委員が、今、言及された点で、都道府県だけで完結して、感染症の性質から言って限界があるんだというお話をされたんですけども、そういうときに、通常だったら、やはり国が出てきて、全国的にというお話もあって、今のお話は、もう少しブロックごとに協力してやるような、首都圏なら首都圏、そういう枠組みで、もっとこう対策を打っていくというのを強化すべきだという、そういうご提案。

【佐藤委員】 そうですね、実際に笑い話みたいな、休業協力金が、埼玉と東京で全然違って、何か東京都に住んでいる方が埼玉でお店をやっていると、埼玉の休業協力金はもらえず、でも東京都からももらえないという。当たり前なんですけど、実際、ビジネスは埼玉なので、こういう、何か縦割りが起きるんです。川崎は神奈川県ですけど、でも、皆さん、東京都と連結していますよね。町田は東京都けど、経済圏として近いのは、実は横浜の方だったりするわけですよね。なので、経済圏の中でくくっていただきたい。何で経済圏という言葉を使うかという、人の移動があるからです。人が移動するのは、経済圏を一としている人が移動するわけですから、少なくともその単位でやっていくこと。もちろん全国一律でやるというのも一つの極端な言い方ではあるけれども、今回分かったように、コロナの感染の広がって、地域によってかなり違うので、全国一律にとやると、それはやり過ぎかもしれない。だから、せめて経済圏ごとにくくっていくということがあっていい。

それで、場所によっては、東北なんかはそうですけれども、県で一つの経済圏のところもあるんですね、すごく単位が大きいので。でも、関西とか東京とかは違いますよね。複数の、行政区が複数にまたがった経済圏ですから。それぞれ、広域連携があつてよかったのかなとは思いますが。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

【石田委員】 石田ですけど、いいですか。

【諸富小委員長】 はい。

【石田委員】 佐藤先生にお聞きしたいですけど、今さっき、保険とおっしゃいました。もう少しご説明いただけたらありがたいですけども。

【佐藤委員】 ありがとうございます。保険というのは、CATボンドなんですね。保険リンク型証券というやつなんですけれども、要するに、そういう起債をしておいて、ある一定のプレミアムを払う、金利を払うんですけど、もし地震が起きたときや災害が起きたときに元本を払わなくていい、返済しなくていいというやり方なんです。これも1兆円借りておいて、もちろん毎年の返済は発生します。それは、ある種の保険料だと思っていただければいいです。それで、実際に災害が起きたとき、多分、それは5年間の契約だとして、5年間何もなければ元本を返します、だって要らないから。でも、もし、5年以内に災害が起きたときは、1兆円の元本は返さない。これ、実は夢物語ではなくて、今回、世界銀行が初めてこれを適用したんですよね。今回のコロナにおいて保険リンク型証券を発行しておいて、途上国支援のために。もともとはエボラ出血熱対応だったんですが、偶然コロナにも使えるということになって、初めて、この保険リンク型証券を使って途上国支援を行った。そういう実績がありますので、さっきの国際連帯税も、別に税じゃなくてもいいんですね。こういう保険を利用するやり方もあると思います。

【石田委員】 はい。

【諸富小委員長】 石田委員、よろしいでしょうか。

【石田委員】 はい。

【諸富小委員長】 では、宮本委員、よろしくお願いします。

【宮本委員】 少し理想的になってしまうかもしれませんが、財源確保策をコロナ感染症対策といかに一体的に考えていくか。つまり、今ほど都民が、第2波の中で、こういう医療崩壊等の不安におののいているときはない。逆に言うならば、今ほど都民がしっかりした施策が目に見える形で見られるならば、その負担はいとわないと考えているときもないと思うんですね。

しかし、にもかかわらず、東京都は、医療政策の主体であるわけですね。地域保健計画をつくっていかなきゃいけないし、消費税で基金を立ち上げています。それをきちっと地域完結型の医療のために使っていかなきゃいけないわけなんですけれども、こういう状況の中でも、相変わらず保健所の活動が見えない。実は、東京都は、特別区は二次医療圏になっていますので、保健所は各特別区に1個ずつあるというような形で見えやすいはずなんですけれども、PCR検査まで非常に大きな距離がある。あるいは、一体この地域でどれくらいの感染病床数が確保されているのかも分からない。何でこうになってしまうのか、何で、まさに地域の人の命を守る公衆衛生の活動が見えないのか。

実は、1974年には、東京都は公衆衛生4原則を出していて、地域住民の自発性というのも一つポイントに掲げていたんですけれども、今、公衆衛生と地域住民がとても遠いんですね。とてもじゃないけども納得感、負担に向けての納得感を得るまでにはいかない。どうしてかという、これは、都道府県と重なる三次医療圏、市町村と重なる一次医療圏に対して、基本的に、医療計画というのは二次医療圏でつくりなさいということになっている。それで、二次医療圏というのは、特別区については重なっている部分があると思いますけれども、自治体と直接対応しているわけではありませんし、私が住んでいる多摩の方では、ほとんど生活圏と関係ないところで二次医療圏ができていて。そこで病床数なんです、機能別の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期ということですね。機能別の病床数を、計画をつくって、それを東京都に上げていって、地域保健医療計画にしろなさいということになっているんですけれども、地域住民が、そこに何の意見も言えないどころか、国から、病床数削減に向けた圧力がかかり続けていて、国からの提案なんかを見てみると、むしろ、病床数をうまく削減してくれたところは、固定資産税等を東京都はおまけしてあげてくださいという振りも入っているわけなんです。

保健所についても、たしか94年だったと思いますけれども、地域保健法ができて、二次医療圏ごとに保健所を作っていくことになって、東京都でも保健所数はそこから半減していると思います。で、さっき言ったように特別区はいいんだけど、他の地域では、そもそも保健所がどこにどうなっているのが見えないわけですね。それから、感染症病床も、今言った四つの病床数の累計があるわけなんですけれども、その中では、全体に占める割合は0.1%です、感染症病床は。これに対して、もう少し地域住民が、我が事として公衆衛生を考えることができる、保健所の活動が見える、地域の病床数について意見が申し述べられるというような条件をつくっていかないと、負担と施策がどんどん、どんどん乖離をしていってしまうと思います。これが一つです。

4病院団体協議会などから、今次コロナの支出をめぐって、例えば、人工心肺装置なんかを購入した費用について、税額控除等の陳情も起こっていますけれども、そういう具体的な申し入れに耳を傾けつつ、もう一つ、大きなところで東京都という枠で感染症対策の活動がともかく見える、それで地域住民が我が事として感じる状況をつくっていかなくちゃいけない。東京都はそれができるし、やらなくちゃいけないと思うんですね。それが、実は最大の財源対策にもなっていく。そのための負担は住民、都民は

いとわなと思います。これが一つです。

もう一つは、素人話というか、これもまた、やや抽象的な話になっちゃうんですけども、先ほどから、その財源対策としてグリーン課税とデジタル課税の話が出ています。私は、デジタル課税をもっともっと積極的に、理念的にも位置づけていく必要があるのではないかと思います。恐らく、課税の対象として私的な財というのが一つあるだろうと。それから、課税の対象にはならないかもしれないけれども、財のあり方として、自治体とか国に属する公共財というのがあろう。それ以外にコモンズというのがあろう。これは誰のものでもないけれども、みんなが使うことで全体の利益になっていくものがあるわけですね。これは環境であり、もう一つが社会関係資本であり、その中にITのネットワークがあると思います。

デジタル課税については、コロナ禍の中で、そこだけ景気がいいから少し頂こうということにとどまらず、環境税がそうだったように、つまり、コモンズに乗っかっていることに対して、相応のご負担を頂くのと同じように、今、コロナ禍の中で膨大な利益を上げているIT企業、その利益の大元になっているアルゴリズムとかプラットフォームは、果たして私的な財なんだろうかと。多くの人が検索をして、そこに情報を提供したり、SNSで発信をして、そこに情報を提供して成り立っているコモンズに対しては、環境に対しての負荷に対して堂々と税を請求するのと同じように、もう少し、景気がよさそうなので、少しご負担をということを超えて、堂々とした請求が必要なのではないか。コモンズ課税という意味では、環境税とデジタル課税は並び立ってしかるべきではないかと。まあもう一つ、社会関係資本をむしろ増やしていく活動ですね。NPOなどに対しては、税制上いろいろ恩恵を与えていくということの形で、取る人からは税金を集め、増やす人からは税金をまけるというコモンズ対策の中にデジタル課税をきちっと位置づける必要があるのではないかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

まだ御発言いただけていない皆さん。

【工藤税制調査課長】 事務局からすみません。

【諸富小委員長】 どうぞ、工藤さん。

【工藤税制調査課長】 先ほど、工藤委員が発言したい旨、チャットでございました。

【諸富小委員長】 では工藤委員、よろしく。

【工藤委員】 ありがとうございます。前回の議論と若干重なるかと思うんですが、今日のお話の中では、メニューとしては二つ、大きな話と細かい話をさせていただきます。

一つは、先ほど、金井委員から御発言のあったシナリオということがあったと思います。ただ、これは個人的には、今回の我々の議論の中で、どこまでシナリオ別の想定をできるかという問題があるのかなと思っているんですが、同時に、例えば我々、多分皆さんもそうだと思うんですが、大学の授業を今後どうしていくかは、コロナの感染状況次第で、例えば対面型の講義をするのか、このまま続けるのかということで、恐らく、多分その両方の形で、いろいろと皆さん想定されていると思います。そういう意味では、やはりウィズコロナなのか、アフターコロナなのか。アフターコロナでも、どういったシナリオを想定した議論をするのかは、多分パターン分けをする必要があるのかなというふうに私も感じていますというのが一点目です。

それで、実は、そのパターン分けの中で、前回、たしか保井委員から御発言があったかと思うんですが、東京都の姿というか、東京都の今後のあり方、これは恐らく、今日の御議論だと、高端委員がおっしゃったかと思うんですが、他の委員さんも何名か関係する議論があった、他の都道府県との共同とか、広

域である場合、広域でないサービスの場合ということの場合分けやパターン分けが、かなり、複雑になるかなと思う反面、そこのところは、場合によっては、この何パターンかの議論をする必要があるのかなというのを、今日、改めて感じたところです。これは感想です。

二つ目の細かい点としては、今日の冒頭で、たしか佐藤委員からも固定資産税の話があったかと思うんですが、個人的には、東京都の固定資産税は、全国の中でも非常に特殊な形態を取っていますし、特に23区については、東京都が全面的に徴収もしているということで、この固定資産税をどう今後考えていくかは、やはり東京のまちづくり、まちのあり方ということとも関係するので、議論することが必要かなと思っています。

デジタル課税とか、これについては、前回発言させていただきましたので、繰り返しは避けたいんですが、一点だけ付け加えるならば、先ほど宮本先生からも御発言があった公衆衛生との関係、特に東京都の場合は、多分今後、医療費をどう考えていくのかということと同時に、高齢者の介護であるとか高齢者対策を、高齢者医療ですね。高齢者医療と高齢者介護をどう考えていくのかは、結構、税制のみならず社会保障にも関係してきますし、同時に都民にとっても非常に大きな関心のあるところだと思いますので、その公衆衛生の中でも特に高齢者、高齢者医療、高齢者介護については、若干議論が必要ではないかなと前回から思っております。

このことについては、国際的には新型コロナウイルスは若い方が感染して、無症状であっても、長期にわたって、例えば後遺症が残るということがだんだん調査で分かってくるので、一部の国では、今後、例えば10年、20年にわたって、どのぐらい医療費が増加するかということのシミュレーションも始まっているというふうに聞きます。この辺は少し慎重に議論した上で、まだ分からないところも多いわけですが、むしろ論点としては挙げてもいいのかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

あと、今、手を挙げていただいた保井委員、それから池上会長、吉村委員、小林委員、まだ御発言、私の手元のところでは頂いていないので、特にないんだという場合は別ですが、できれば皆様から、ぜひ論点について、御発言いただきたいと思っております。

吉村委員から意思表示いただいています。では、保井委員、吉村委員の順番でお願いできますでしょうか。

【保井委員】 ありがとうございます。

いろいろな論点が出て、税金以外からの論点も出しやすい状況になったので、今になったんですけども、今日頂いた資料の中で、空室率の上昇の話なんかもう出て、このところニュースでも、その辺のデータが可視化されるようになってきました。飲食店はもちろんですけども、オフィスの空室率の向上が明らかに見えてきたというのが、このところニュースでも出ていると思います。都心区、みんなそうなっていますけど、どうも渋谷の上昇幅が一番大きいというのは、恐らく小規模なスタートアップの事業所が多いからじゃないかと言われていました。資金力が弱いというのもありますし、一方で、オンラインへの対応ができる人たちだったというような見方もありますけれども、いずれにしても、その人たちがオフィスを持たなくなって、自宅なりコワーキングスペースなりで新しい働き方を始めているというのは明らかに見えてきています。同時に、飲食店とか、いわゆる観光系の事業者が、コワーキングを初め、そういう新しい働き方向けの転換をしていくというの、少し件数としても明らかになってきていて、この辺の動きは、しばらく、アフターコロナになるにせよ、ウィズコロナになるにせよ、変わらないものなんじゃないかなと思っています。

こういう業態、アフターコロナというのか、ウィズコロナで見るとかというのは、確かに少し認識の整理が必要だなという気はしますけれども、現在の経済界は、当面はウィズコロナで、しかも土居先生の議論の整理で言うと、シナリオ2と3の間ですかね。東京から追い出していくというようなことはしたくない。けれども、一方でいろんな流れは都心から外へ向かっていくということは仕方ないだろうと。それに合わせた、いろんな新しいビジネスチャンスを作り出していくというような議論は、経済界ではもう既に始まっているかなと思っています。

そういう中での政策がどうなるのかということについても、例えば都市計画では、コロナの前からありましたけれども、いわゆるスマートシティというような言葉で、少し何かニュアンスが変わってきた。ウィズコロナの中のスマートシティというように中身のニュアンスは少し変わってきていて、いろんな働き方、暮らし方の変化の中で、この税制調査会での話もたくさん前回も出ていましたけれども、いろんなもののワンストップ化、オンライン化、それから健康・医療も含めですね、そういうインフラ、情報系のインフラをきちんと整備していくみたいなこと、それからW i - F iの話も出ていましたけれども、そういうようなことが必要になっていくと思っています。

そういうことをやっていくためには、やはり税源も必要になってくるんですけど、それを今の議論にも出てきたように、できるだけこれから必要な社会転換を促すようなものと連動させていくということが必要なんじゃないかなと思っています。

その中で出てくるのは、もう二つ、これまでも先生方から出ていましたように、デジタルサービスを含め、情報化の関係の税と、それから、エネルギー、プラスチック関係の環境配慮のところ、二大の柱になるのではないかなと思っています。

ただ、その中で、もう少し細かく見ていくとすると、これは去年の議論の中でも、デジタル課税の議論のときに、私、最近のまちづくりの状況を見ていても、むしろ、グラウンドレベルと私たちは言いますが、まさに土地に根づいている部分のにぎわいづくりは、実はあまり儲からなくなってきていて、地方なんかではむしろコストセンターみたいになっている中で、上手にデジタルサービスを組み込んでいって、そこに広告なんかを組み込むことでむしろ収益を得て、それをまちに還元させるような仕組みを模索していたところがありました。それがコロナで、よりオンライン上の収益の方が良くなって。まちの中でのリアルなところでのいろんなサービスというところの効率性が下がっていくとか、むしろマイナスになっていっているのは、これは、取りあえず令和3年度の固定資産税、都市計画税の軽減みたいなことは既に出てはいますが、もう少し中長期的に、このあり方は考えていく必要があるんじゃないかなと思っています。

沼尾先生から都市計画税どうするんだというお話を頂いて、まさに、私の中でも結論は出ていないんですけど、固定資産税、都市計画税の軽減は、恐らくしばらくはあるとは思いつつ、都市計画税は、もともとこれは必要なのかみたいな議論がありつつ、マイナーな税目としてちゃんとした議論もあまりされていないのが現状で、この辺をきちんと理解を得られる、これから必要な環境整備についての税として、きちんと何か議論をしないと、この軽減のまま、じゃあ、要らないんじゃないかなってしてしまうのではないかと危惧をしています。一方で、時代が変換する中で、都市として必要な基盤はやはりあるというふうには思っているので、この辺はきちんと理念を整理していくことが必要なんじゃないかなと思っています。

それから、もう一つ、税源ではないんですけど、もう既に幾つかの大企業も含めて、通勤手当廃止が結構始めているんですよ。これはまさに働き方がオンライン化する中で、都心部へ出なくていいみたいな話だと思いますし、こういうのをどうするのかというのものもあるかなと思っています。手当に関しては、私もそんな詳しくないんですけど、少なくとも通勤手当については企業も損金算入できると思

ますし、税制の優遇措置もあると思うんですけども、例えばそれが今廃止してオンラインでの勤務に関するいろんな手当に変えていくというような話は、時代の構造変換の一つの材料として、私はあっていい話だと思うんです。そういうものに対して支援していくということは、ひょっとしたら、東京としては都心から、もう少し都心の密度を多摩の方に持って行って、そちらの暮らしの場をつくっていきましょう、みたいな打ち出しにもなったりするかもしれないので、通勤手当のような話も、小さな話ですけども、あるのかなと思っています。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 では、吉村委員、よろしくお願いします。

【吉村委員】 吉村です。よろしいでしょうか。今回コメントとして二つですね。

一つ目が見出し、あるいは論点の立て方についてなんですけれども、感染症対策あるいは感染症リスクに対応した税制というくり方ですと、途中で他の方からも御指摘ありましたけれども、じゃあ、幾らかかるんだと。シナリオごとに、じゃあ、想定額を設定して、それをして必要な税額を決めていくと、そういった経路、議論の筋を考えているのかといった疑問も当然出てくるかと思えますし、この辺り、二つ目の論点ですかね、地方として、どういった形で税源として必要なのかといった議論と重なってきているので、こういった立て方なのかなという気もするんですけども、税制としてどういうふうにこれから考えていくかという話と、この見出しのつけ方は、少しずれているんじゃないかというようなところを感じました。

二つ目は具体的な中身ですけども、デジタル課税、または炭素税が一つ候補として有力なものだというのは、そのとおりだと思います。例えば他の観光絡みでも、移動に関するものと、現状、国際的な移動が復活するかどうか分からない段階で、こういったものを立てていてもしょうがないという話だと思います。

問題なのは、デジタル課税に関しては特にそうなんですけれども、これはやはり相手があるというか、アメリカが納得するような仕組みでなければ結局は実現しないというのが前提条件になってきますので、ここで議論できることは実は限られていて、OECDあるいはG20でどういった枠組みが決まるのかと。国内でそれが現実のものになって、それが国内に返ってきたところで、じゃあ、地方としてどういった貢献というか、議論の中で、地方がどう自分たちの声を反映させていくかというような議論になるのかなと思っています。そういった意味で、前提としての制約があるということは十分承知しておいた方がいいと思います。もちろんアメリカから関税を受けても全然構わないから、独自にデジタルサービスタックスを導入すべきだという立場もあるとは思いますが、もちろん直接被害を受けるのは自動車とか、そういったところでしょうから、東京として、別にそういったところとけんかしても構わないという立場も一つあるとは思いますが、なかなか難しいだろうと思います。

炭素税に関しては、もう本当にそれこそ大統領選挙がどうなるかなというような、非常に気になるところで、共和党がホワイトハウスを押さえる限りは、炭素税、アメリカでは、まだまだ先なのかなという気もしますが、仮に民主党ので大統領が生まれたということになれば、炭素税、アメリカも何かしら反応していくというような可能性が出てきますし、そうすると、日本としても、公共での調整を含めて、国際的な環境が整ってくることになりますので、やはり炭素税に関しては、議論として、日本あるいは地方として、どういう形で貢献できるのかと。炭素税を使った場合、貢献できるのかは、検討していく価値があるんだと思っています。ただ、最初に一点目で申し上げたとおり、このコロナ対策、気候変動によって、例えばシベリアで閉じ込められたウイルスがとか、そういう話もありますので、気候変動との関係も、もちろんあるとは思いますが、コロナ対策という入り口から議論していった方がいいのかなというのは、

少し引っかけりとして覚えています。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、小林委員、御発言いただいて、最後、池上会長、よろしいですかね。何か包括的に、最後をお願いします。コメントを頂ければと思います。

では、小林委員、よろしくをお願いします。

【小林委員】 小林です。

今日、最初に10分ほどロスしてしまったものですから、聞き漏らしている部分もあるかもしれないんですけど、私が今回申し上げておきたかったのは、総会のときにも回答書で触れさせていただいたんですけど、やはり東日本大震災からの復興財源のスキームをきちんと振り返っておく必要があるだろうと。今回、資料2の9ページから11ページ、3ページにわたって補正予算、それから財源調達としての復興特別税と復興債についての情報を整理していただいたわけですけども、土居委員からも少し御発言があったかと思いますが、これはもちろん重要な情報なんですけど、私がむしろ今回きちんと考えておきたかったのは、復興財源のスキームの中に、一部ですけど、地方税が入っているんですね。住民税の均等割で、都道府県・市町村に500円ずつ上乗せするという復興財源があって、これが実は特別会計に入れて復興債を返済するというスキームとは別の形で入っているんで、この中に出てこないんですけど、いわゆる全国防災事業という名前で、復興・復旧事業とは別ですね。復興・復旧事業とは別枠で、全国防災事業というものの財源として500円ずつの均等割の上乗せをやったわけですね。これが10年間ということで、2023年度まで行われて、それが終わったところで、今度、それが森林環境税に衣替えされるというようなスキームになっているわけですけど、これがどのように使われたのかというところがやはり気になっていて、あまり情報がなかったものですから、事務局に、もし整理してもらえればなと思ったんですけど、なかなかマイナーな論点だったのか、今回の資料には入っていないんですけど、結局、情報が少ないので、私もどこまで理解できているかという部分があるんですけど、まず、地方財政計画を見ると通常収支分とは別に全国防災事業という部分があって、そこに地方税として700億円ぐらいの税収が入ってくるという形で提示されていて、それが一般財源充当分って、他の税も合わせた1,000億円ぐらいの財源として全部、ここ数年だと、全額公債費に充てられるということになっている。じゃあ、公債費って何かというと、全国防災事業という事業を行うための地方債ですね、それを発行して、最初の5年間で発行して、今、後半5年間の中に入っていますが、この返済に充てると。全額充てるということになっていて、地財計画を見ると、だから、1,000億円全部返済するということになっているんですけど、実際に、じゃあ、全国防災事業の残高がどうなっているかという、今、3,600億円ぐらいの残高があって、1年間で150億とかぐらいしか減っていないんです。だから、地財計画では1,000億返済するというふうに書いてあるんですけど、100億から200億ぐらいの間しか返済されていないと。

これ、もう少し細かく見ると、都道府県ごとに、決算状況調べなんかですと、見ることができるんですけど、これで見ると、そもそも、都道府県で言うと、47都道府県中、全国防災事業債を発行しているのは30団体だけ。だから、残りの17団体は別に発行してなくて、それで、発行しない分どこに使ったのかはよく分からないんですけど、あくまで復興財源のスキームとして調達されているので、全国防災事業に充てることになっているのか、そこも細かい立てつけがよく分からないんですけど、一般財源として自由に使われているという側面がきっとあるんじゃないかなと思うんですね。

そうすると、今回みたいな財源を確保するというときに、国が増税をするなりして財源を確保して、それを交付金とか譲与税のような形で地方に配るのがいいのか、それとも地方の税を引き上げるのがいいのか

かという、大きく二つあって、地方の税を引き上げるときに、今回みたいに、今回の復興財源のような標準税率を引き上げて、全ての自治体に財源を確保して、それを各自治体で自由に使うというスキームがいいのか、それとも必要などころだけ独自に増税するというような話がいいのかというところが、大きな論点になってくるかなと思っているんですね。

今回の復興財源のスキーム、全国防災事業のものを見ると、やはり全国防災事業に充てると言って増税しておきながら、そこに使われていない疑いがある。一般財源だからと言っていいのか分からないんですけど、それで果たして増税をされた国民、都民が納得するかということを考えたときに、やはりこのスキームは良くないんじゃないかなという気がしていたんですけど、でも、改めて、さっき佐藤委員から保険の話が出ましたよね。ああいう形で、全国で財源をきちんと確保して、保険のような形でプールしつつ、必要などころに財源が下りてくるというような仕組みをきちっとつくっていくことが必要んじゃないかなと思います。

一方で、だから保険で難しいのは、どこに保険、保険金というか、どういう目的であれば保険が下りるのかということを中心にきちんと決めるのがなかなか難しいのかなと。今回、地方の首長さんたちの発言なんかを聞いていると、国に対しての要望と言われたときに、自分たちで例えば休業要請をして、そこに協力金を出したい。だけど、それに自由に使えるお金を国からなかなかくれないというようなことだったわけですけど、自治体が自由に決めて、それを国が手当てするというようなスキームは、もう典型的なコンプルーになってしまっているので、なかなか難しいだろうと思うんですね。だから、そこら辺のところ、ある程度の線引きをして、必要なものは保険で下りてくる。それを更に上乗せしてということになったら、独自の財源を各自治体に確保していくというような、そういうスキームが必要んじゃないかなと思います。

二つ目の論点にひょっとしたら関わってくる話なのかもしれないんですけど、そういうことを一つ申し上げておきたいなと思います。この一点です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

まさにそうで、二点目の論点のところ議論ができればいいなと思っていたところを先取りしてお話をいただきました。皆様、今の小林委員のご提言、あるいは佐藤委員の先ほどの保険の話を含めて、御議論があるかと思いますが、次の論点のところ議論できればと思います。

では、池上会長、よろしくお願ひします。

【池上会長】 ありがとうございます。

今回の論点、それから用意した資料につきましては、前回の小委員会を受けて、事務局と打合せをしながら資料を用意してもらったので、いろいろな税目を掲げておりますけれども、こういう施策があり得るのではないかとことを挙げて、皆様の御意見をいただきたいと思ったわけでありまして。

皆様の御意見にありますとおり、やはり今回のコロナ問題には、短期的な問題と、それから中長期的な問題があるわけです。短期的な問題につきましては、財源確保というよりは、困っているところ、医療関係者だったり、感染者だったり、飲食店や中小企業だったり、どういったところをどのように適切に助けるべきかという問題があって、前回も御議論がありました、私も発言させていただきました。それに応じて、今日お配りした資料の中では、例えば医療費控除の問題、先ほど高橋委員から給付付き税額控除の話もありましたけれども、やはり自宅療養をなさっている方々についてのケアはどうあるべきか、という問題がまだあまり詰められていないところがあります。これについて、給付と税制のそれぞれの役割をどう考えるべきか、ということですが、医療費控除的な考え方をより広げて考えることができるんじゃないかと思っている次第です。短期的には、そういう問題もいろいろございます。

今日、主に皆様からは中長期的な視点を含めた御発言をいただいております。いわゆるアフターコロナ、

もしくはウィズコロナという形で、将来の進むべき道が見えてくることを前提として、さあ、どうしましょうかということになるわけですが、大きく分けて二つあります。一つは、いわゆるマクロ財政といいですか、この借金をどうするかという問題ですね。もちろん、先ほどお話がありましたとおり、まだ終わったわけではないので、これからもさらに国債は増発されるであろうということになると、幾らなのか分からないわけです。分からないときに、では、所得税の税率を何%上げますとか言っても、あまり説得力はないということですが、そうはいつでも、ただ借金をするだけでは、学生と話をしていても、この借金、誰が返すんですかということ聞かれることがあるのです。それは皆さんですと答えるのですが、それではあまりにも無責任かなと思っておりまして、やはり財源確保のあり方について、タイミングは別として、特別会計をどの時点でつくるのか、あるいはどういう形で財源を確保していく、どういう税目で確保していくのか、都税調も含めて、責任を持った発言ができるような状態にならなければいけないのではないかという思いを強くしているわけでございます。

今、いろんな御発言をいただいて大変ありがたいと思っております。お話がありましたとおり、デジタル課税であるとか、あるいは環境税というところ、それからコモンズについて宮本委員から御発言がございました。今は確かにデジタル関連産業といいますか、これはいろいろな意味で課税の焦点になっているわけで、昨年からも、ずっとその議論はやってきたのですが、前回も私が申し上げたとおり、いろんな業界が打撃を受けている中で、例外的に利益を上げている業界という面もあるわけです。そこで超過利潤税ものを例として出ささせていただいたのですが、超過利潤税自体は世界大戦のときからやっているわけがあります。いわゆる戦争成金といったところに対する課税した。あるいは資料にあるとおり、いわゆる石油ショックの後の化石燃料つまり鉱産資源の業界が受けた超過利潤に対する課税という形もとったわけです。それぞれの企業の適正な努力による利潤を超えて利益を受けている部分がある場合には、それに対する何らかの課税があり得るのではないかという問題提起をさせていただいたところでございます。それが化石燃料の業界であったり、あるいはデジタル業界であったりということになってくると思います。そういう意味での課税はありうるという面はあります。

それから、東日本大震災との関連で、所得税付加税という考え方についても前回申し上げましたけれども、今、小林委員からも、あるいは土居委員からも、特別会計のあり方についてお話があったかと思いません。確かに細かいところは詰めなければいけないと思うのですが、やはり所得課税のあり方、つまり国税と地方税を含めた所得課税の在り方として、財源の一つの大きな目玉になるだろうと私は思っています。

それから、もう一つ、アフターコロナ、ウィズコロナの関連で言いますと、マクロ的な問題と同時に、地域経済あるいは地域社会のあり方という問題について、多くの委員から御発言をいただいたかと思いません。つまり地域の将来のあり方、特に東京都、あるいは首都圏のあり方として、どういう地域を展望するかということに合わせて税制も展望すべきである、そういう問題提起をいただいたかと思いません。特に今日お話しいただいた中では、固定資産税、都市計画税といった、いわゆる資産課税の面のあり方について、私もまだ具体的な提言までは考えておりませんので、皆さんの御発言を精査させていただきたいのですが、そういった面が一つ焦点になることは間違いないでしょう。

それから、宮本委員からお話があったとおり、公衆衛生を地域住民から見えやすいものにする、つまり自分たちのものとして公衆衛生を捉えてもらえるような、そういう行政のあり方をつくった上で、それと合わせて財源の問題を考える、そういうことが地方自治のあり方としても適正なやり方だと思いますので、そういうものを併せて問題提起できるようなこともできればと思います。

もちろん、前回も、東京都のいわゆる23区、特別区と多摩地区との関係もこれから変わってくるのではないかという問題提起も、保井委員から出されました。今日も何人かの委員から出されたと思えますの

で、そういうあり方も含めて、何か問題提起できればと思いますが、実際、それがどこまでできるかは、今のところ、まだはっきりは言えないところはございます。

そういうことも含めて、短期的な問題と中長期的な問題の両面にわたってやっていくということです。今回、感染症対策ということに絞って答申をつくらうと思っているわけですが、かなり多岐にわたる論点が出されていて、それはそのとおりでと思いますので、それを何とかうまくまとめていきたいと。

先ほど吉村委員から、今日の論点の立て方はいかなものかという御意見がありましたけれども、確かに短期的なことと中長期的なことを両方考えようとしています。しかも、国の問題つまり全国的な問題と地方の問題、東京と地域の問題を両方考えようとする、論点の立て方をどう書いていいか、迷ったところはございますので、少し分かりにくくなったかと思えます。今、お話ししたとおりの、そういう時間軸の問題と、それから国と地方という縦横の関係をうまく組み合わせながら問題提起していければいいのではないかと、私としてはそう考えています。

今のところ、以上です。

【諸富小委員長】 どうもありがとうございました。

一応、以上で皆様に御発言いただきまして、将来に向けた国内外の感染症対策、財源確保という論点について、一通り意見を伺うこととなりました。

あと30分なので、ひよっとすると全員御発言いただくことは難しいかと思うんですけども、2番目の論点に行きたいと思っています。既に若干のヒント、あるいは問題提起をしていただきまして、佐藤委員からは、例えば圏域で、あるいは経済圏単位で考えるというようなこともお話しいただきました。保険の話もいただきました。それから、小林委員からは、先ほど御発言いただいたような問題提起もいただきました。お二人の問題提起をヒントにしながら、皆様、2番目の論点、地方の役割を踏まえた税源配分の仕方、新型インフル特措法で、地方も様々な財政施策をしております。それに応分の税源を確保していく必要があるんじゃないかという議論は当然出てまいります。それから、全国一律で地方が負担している部分はあるんでしょうけれども、他方で、地域が独自の政策をやることによって、必要となっていく支出等もあります。それを支える独自の税源、あるいはその配分のような論点について、皆様から御意見を頂ければと思いますけど、いかがでしょうか。

じゃあ、土居委員から。

【土居委員】 ありがとうございます。

この二点目のポイントですけれども、今まで何人かの委員も御指摘がありましたけれども、地方税は、応益課税という非常に重要な原則がありますので。まさに感染症対策という施策の便益を受けた住民が、それ相応の負担を、特に地方独自の対応ということで、恩恵を受けたならば、それに応じた負担をお願いするのが筋だと思います。そういう意味では、いわゆる個人住民税とか土地に対する固定資産税、これは非常に重要な税源であると認識をするわけです。ちょうど来年度に固定資産税の資産の評価替えがあるとはいえ、基本的には、商業地で主に固定資産税収が入っているとはいえ、今回の新型コロナの恩恵は、基本的には住民という個人が受けていると。もちろん、休業補償とか、そういうような形での事業者の恩恵は、それはそれとしてあるんですけども、基本的には、帰属するのは個人であるという認識を私は持っている、やはり住宅地に対する固定資産税もきちんと軽減措置を縮小するなどして課税すると。その根拠は、まさにこれまでも何人かも御指摘されたような、多くの住民が外部性を伴いながら公衆衛生の恩恵を受けているということなんだと。そういうことなので、その対価は、基本的には他の人が負えば自分は負わなくていいという形の税負担ではなくて、住んでいるからには応益負担をお願いするということにならざるを得ないんじゃないかというふうに思います。

そういう意味では、固定資産税という資産課税の側面ばかりやや強いので、資産を持っている人から課税するというようになりがちではあるんですけども、医療のためとはいえ、税源として固定資産税を用いる。もちろん、一般財源として、目的税としてではなくてという意味ですね。一般財源として固定資産税で税収を得て、医療のためにその財源を費やすということはあっていいと思います。

それから、吉村委員も御指摘されていたと思うんですけど、この東京都税制調査会で答申をまとめた後の宛先というんですか、もちろん、第一義的には、当然のことながら知事なんですけれども、知事にどうアクションをお願いするかということまでも踏まえた答申ということを考えるならば、当然のことながら国会での地方税法改正、そういうところまでも当然視野に入ってくるということになれば、ある程度、国民にも働きかけをしなければならぬし、国に働きかけるときに、全国知事会が重要な発言の土台になるということであれば、知事会にも発信をしていただくということも当然あるんじゃないかと思います。そういう観点からすると、今回の地方の役割を踏まえた税源配分という話は、少なくとも知事会で一定のコンセンサスが得られれば、かなり強く上に働きかけられる、そういうチャンスが今訪れているんじゃないかと思います。それは幸か不幸か、コロナ対策のスキームが、全て国が中央集権的に行うというのではなくて、皆さんもご承知のように、相当程度、都道府県が権限を持っている形で行っている。けれども、財源が必ずしも十分でないとかというようなことで、この議論の論点に上がっているんだろうと思います。そうすると、日頃は何に使うかよく分からないけれども、とにかく税収が足りないから、もっと国に税源を配分して欲しいというような言い方だったのかもしれませんが、今回は医療を中心とした権限を特に都道府県が持っているということとの対応関係で税源が必要だという、説得力が強く出せるいい機会なのではないかということにもなります。それでいけば、その税源移譲的なものではなくて、国は国として、国債を発行して財源を賄っているということがあるんですから、国は国で、財源はどうするかは国で考えるだろうけれども、地方の財源は、地方の財源として、地方から発信して国に働きかけて、法改正を含めて、財源が確保できるように制度改正をしてきたというような出口は、地方にあるのではないかと考えております。そういう意味では、幾らかかるかは別としても、少なくとも財源が確保できる余地を、きちんと法改正を含め制度的に担保していただくように働きかけていただく、そういう答申の方向性はあるのかなと思います。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

では、佐藤委員。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

忘れる前に、さっき保険について質問があったので、実際に国が発行している保険は、いわゆるトリガー保険でありまして、あるイベント、例えば具体的に感染者数とかがある閾値を超えれば保険金払いますよというやつなんで、実損を補填するという仕組みじゃないんですね。実損ということでは、それぞれの自治体の財政破綻が関わりますので、一つのやり方は、そういうパラメトリック保険といいますけれども、そういう感染者数とか、そういったものに応じて、ある種トリガーを設定して、それを超えたなら定額を払うと、そういう仕組みがあつていいかなとは思いますが。

それから、特別会計なんですけど、私は別に今つくっちゃってもいいと思っているんです。なぜかというと、もともと特別会計は、重要なのは財源の手当が明確であることであつて、歳出の規模が決まっていることじゃないんです。例えばある種ペッキングオーダーではありませんけれど、最初の20兆円は何とか一般会計から繰入金で返しましょうとやっつて、それを超えたところは例えば環境税でやりましょうと。

さらにそれを超えたところは例えば行政の効率化、必ずどこかサイドをカットしてやりましょう、それを更に超えたら、場合によっては財産税とか金融課税の強化とか、こういったものでやりましょうという、幾つかまさにストーリー、金額が増えるにつれてそれぞれに応じた、財源の手当も明確であればいいと思っているので、もともと歳出総額が決まっている必要はない。他の特別会計はいまだに歳出総額が決まっていますから。ただ、財源の裏づけがあるというのが特別会計のミソだと思います。

それから、これから多分重要なのは、固定資産税とか、そういったところです。もともと固定資産税は非効率なところもあるので、まさに小規模住宅だとか農地とか、そういったところの適正化をすれば、それだけでも、税率を上げなくても、それだけでも一定の税収は確保できると思うので、一つの今回のコロナとか感染症対策を契機に、固定資産税の改革というか、見直しもあってしかるべきだとは思いますが、ただ、他方では、例えばいろんな事業者の方々も、もし「3密」対策をちゃんとやればとか、あるいはオンライン化するとか、テレワークを充実するとかということをやれば、少し税率は軽減してあげますよという、そういう条件はあっていいと思うんです。というのは、感染症対策をやるのは別に自治体だけではありませんので、公共だけの仕事ではないので、やはり民間の協力が絶対必要になりますので、それぞれの自治体の感染症対策、取組具合に応じて若干の軽減というか、まさに租税特別措置になっちゃいますけど、一部減税をするという、そういうものと抱き合わせれば、財源の確保と併せて感染症対策に対するインセンティブづけという形にもなるのかなと思いました。ですから、同じ固定資産税を使うにしても、制度の仕込み方はいろいろあっていいかなと思います。

池上会長からありましたけど、デジタル課税については、一方で、我々は経済のデジタル化を進めたいので、デジタル課税でデジタル化が進まなくなっちゃうと本末転倒なので、まさに課税ベースは超過課税、超過利潤というところになると思うんで、これも一つの財源だと思いますけれども、いわゆる取引そのものに対する課税というよりは、上前をはねているというか、多国籍で、GAF Aがいわゆる上前をはねている部分、いわゆる超過利潤のところを課税対象とするということは一つあってしかるべきだとは思いますが。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

金井委員、よろしくをお願いします。

【金井委員】 二点目の地方の役割を踏まえた税源配分という論点なんですけれども、よく分からないところがあります。新型インフルエンザ特措法その他感染症対策に地方自治体に役割があるというのは、そのとおりなんですけど、その財源が、税源配分のあり方として、毎年のように感染症が爆発しているのであれば、一定の税財源配分という仕組みになると思うんです。けれども、たまに起きると。たまにか、10年かぐらいかはともかくとして、たまに起きるといふのであれば、税配分ではできない。あるいは、たまに起きることを前提に地方自治体で積み立てるしかない。先ほど小林委員がおっしゃったような形で、別枠で何か積み立てる仕組みをつくるか、あるいは佐藤先生がおっしゃるように、自治体同士で保険を掛け合うというようなことをするのかということになる。役割があるということと、ある年度とか、数年にわたって需要がわっと増えて、対策が必要になるという、特殊なタイプの役割とは同じではない。要は災害ですよ、一言で言えば。災害タイプの財源配分というのは、普通に考えれば災害救助法とか災対法とか、そういうような形で、国が対処するしかない。今回も結局予算措置をするということになった。国じゃないとできないということになるんだろうなと。そういう意味で言えば、土居先生がいつもおっしゃっている、ちゃんと国が金を確保できるように、ちゃんと増税しておけということになる。それが災害対策であ

り、感染症対策だという話になる。起こってから増税しても手遅れです。理屈から言えば、そうになっていく。だから税源配分には必ずしも結びつかないんじゃないかなという気はしています。なので、何か新型インフルエンザで自治体が頑張ったとか、休業要請に金がないとかというのを理屈に、あまりお金を取ってくれるとは思えなくて、それだったら、ちゃんと普段から貯めておけよと言われるんじゃないかなという心配をしています。

ただ、そのときに、前回も申しましたように、ひょっとしたら、これまであった東京富裕論といいますが、財源調整で東京は金が余っているから地方に再分配しろよといって、使い果たしてしまったことが、振り返って見ると間違いだったのかもしれない。あのときにちゃんと自治体全体の備荒貯蓄といいますが、貯金というか、保険というかはともかくとして、ちゃんと貯めておけばよかったんじゃないかと。東京都は自分で貯め込んだものは全部使い果たしちゃいましたけども、本来ならば、ああいう変なことがなければ、もっと貯め込んでおけたんじゃないかとも言えます。若干、反省要因としてはあるんじゃないかと。今後も、10年に1回だか、5年に1回だか知りません。通常規模の災害はほとんど毎年のように起きているので、これは特別交付税で対応できます。毎年起きているのであればです。毎年タイプの災害は特別交付税で対応できますけど、5年に1回タイプとか、年1回タイプであれば、ちゃんと積み立てるということを本当はしなきゃいけない。ただ、現状では、積み立てるところか借金の山なので、そんなことを言っている状況ではないんですけれども、財源配分にすぐ結びつくというのは、いま一つよく分からないのが率直なところであります。

あと、ついでに言えば、新型インフルエンザ特措法ばかりに注目されていますけど、むしろ重要なのは感染症法の方であって、感染症法は、基本的に保健所設置自治体の責任が非常に大きくて、保健所設置自治体は、様々な事態に対する事実上の要求といいますか、強要ができる仕組みが相当たくさん入っています。そういう意味では、新型インフルの特措法はあまり大した話じゃなくて、感染症法の方での役割分担は、実は保健所設置あるいは保健所設置自治体で、かつ、それが非常にばらばらに適当であって、弱体化している。これは結局宮本先生がおっしゃった話です。保健所設置者が住民や自治体から遠い。結局、昔ながらの保健所システムは、厚労省と保健所のつながりが悪くて動きが悪い。保健所システムが何をやっているんだかよく分からない仕組みになっているのは、むしろ自治体が改善すべきことだろうと思います。その意味では、保健所のお金を、かつては運営費交付金でやっていたはずですけども、どう考えていったらいいのかは大きな問題にはなろうかと思っています。保健所の機能に応じた財源確保は必要だと思いますけれども。そんなような印象を持ちました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員。

工藤委員、お願いします。

【工藤委員】 ありがとうございます。

二点ありまして、今、金井委員からもあったんですが、地方の役割を踏まえた財源配分は、どこまで考えるのかという問題があるかと思うんですが、やはり今日の前半にも出ていましたが、近隣都道府県との例えば共通のいろいろな施策を打っていく中で、財源配分をどうするのかという問題も出てくるといいますし、今度、財源というよりも、どういうふうに出すのか。でも、結局、応益ということを考えるならば、財源から考えなければいけないということになるといいますので、公益性の問題は、やはり無視できないのかなと思っています。

この話は、冒頭でたしか佐藤委員、それから土居委員もおっしゃっていたように、これは出口が東京都

知事への提言ということであることを踏まえるならば、大きな問題が起きたときの、例えば新型コロナウイルスのような特色を持った、災害と言っているのかと思いますけども、それがあつたときの他都道府県、特に大都市圏がどのような対応をするのかという問題点は一つの論点になると思っています。

もう一つは、固定資産税のことにこだわって申し訳ないんですが、固定資産税はなかなか、東京都で議論を進めていくと、最近は下火にはなっていますけども、かつては23区が固定資産税は自分たちに欲しいということで、かなり議論もありましたので、この問題は東京都だけで議論するのではなく、例えば23区などとよく話し合いながら進めていく必要があるのかなという、そういう気がしています。

いずれにしても、やはり今後サービスをどれだけ供給するのかという立場にある自治体と、その財源確保という問題は非常に重要になると思いますし、新型コロナウイルスは、確かに感染症の一つではありますが、他の災害とはいろいろな意味で大きく性格を異にするので、そのあたりは論点としては残していく必要があるのかなと思っています。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはございますか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 何度もすみません。さっき言い忘れたので、二点ほど手短かに。

宮本先生とか、金井先生もおっしゃったけど、そうだなと思ったのは、保健所の位置づけなんですよ。今回、非常に保健所が宙ぶらりんの、ファックスもありましたけど、非常に情報伝達がうまくいかなかった。他方で、私、最近思ったのは、地域包括支援センターがあるじゃないですか。あれは介護システムの中ですけど、でも、あれは自治体ですよ。むしろ今回も重症化しているのは高齢者ですよ。守るべきは高齢者ですよ。PCR検査の対象にしても。だとしたら、本当は地域包括ケアセンターとか、こういったところが本当はコアになってもよかった。あの中に保健所も入ってくるので、ステークホルダーとして。そういう何かもっと違うレベルのものがあっていいのかなというのは、経済とは直接関係ありませんけど思いましたということと、今回二つ問題があつて、今のコロナに係る経費を将来的にどうやって償還していくかという話。それはさっきの税制のグリーン化の話ですよ。

他方では、これから起こるかもしれないこと。新しい感染症なのか、コロナが再発するのか、あるいは私は首都直下の方が確率高いんじゃないかと思っているんですけど、これからの危機に対してどう対応するかという二つの問題があると思うんです。そのときに、もちろんあらかじめ固定資産税とかを上げておいて、ため込むのはいいんですけど、金井先生がおっしゃったように、ため込むとため込んだでいろいろ言われるし、やはり過剰貯蓄なんて、またデフレに火をつけるのかという話になるので、私は保険でいいんじゃないかと思つていて。保険は例えばですよ。要はためた資金をどう運用するかという視点はあつていいかなと。それとセットにしないと、無駄にお金をためるということになってしまいますということ、そこだけリマークしておいた方がいいのかなとは思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

小林委員、何か先ほどの財源等のお話の続きで、皆様のお話を伺って、何か追加でございますか。

【小林委員】 さっきの復興財源の延長で、もし新しいスキームを考えた場合、均等割がいいのか、そうじゃないのかというところは、結構重要な論点かなと思つていて、均等割だと、どうしてもなかなか逆進性が非常に強いので、あまり大きな財源が確保できないんですよ。上げることもできないの

で、そういう意味では、所得割、個人住民税であればですね。もちろん、炭素税とか、それからデジタル課税のように、まだ負担すべきところでされていない課税の余地があって、そこからできたという失礼ですけど、そういう財源を使えるということであれば、もちろんいいんですけど、それはそれで使い道が例えば別途あって、やはり地域のことは地域で財源確保しなきゃいけないというふうになった場合に、均等割がいいのか、所得割がいいのかということは、真剣に考えていく必要があるだろうと。ある程度の規模が必要とするならば、やはり所得割なのかなという、言い切るだけの自信もないんですが、そういうことを考えていく必要があるのかなと思いました。

【諸富小委員長】 以上ですね。ありがとうございました。

では、土居委員からも。

【土居委員】 その関連で、よろしいですか。

【諸富小委員長】 どうぞ、どうぞ。

【土居委員】 小林委員のおっしゃっている気持ちは私もよく分かります。一つ補足的に発言させていただくと、所得割の理屈づけということで言えば、先ほどから、保険的な機能があるという話があった、その延長線で考えると、いわゆる所得保険というんですかね、感染症拡大によって経済活動が何らかの形で止められてしまって、本当は高所得を得られる人が得られなくなったということであるとすると、経済的な損失というのは、低所得者よりも高所得者の人の方が、直面する度合いによって違うとはいえ、単純に言えば、全ての人の所得がゼロになりましたといったときの損害の大きさは、高所得者の人の方が、より大きい。なので、掛金的なものとして、所得に保険料のようなものを住民税の所得割というようなニュアンスで課税するというロジックは、一つあり得るのではないかと思います。

もちろん、公衆衛生の便益をどういうふうに受け取っているのかということになると、そんなに人によって大きく便益が変わるわけではないということだとすると、均等割という話にはなるんだと思いますが、ある種、もちろん釈迦に説法ですけど、我が国の社会保険料の設計も、均等割と所得割と二つが出ているというような面もあったりするところなので、そういうような発想ないしは論拠づけを、この議論をするときに活用するということはあり得るんじゃないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。宮本委員、ございますか。どうぞ。

【宮本委員】 いや、手を挙げたわけじゃないんですけど、佐藤委員の方から、地域包括支援センターの話が出たので一言だけ。

今度の通常国会で社会福祉法が改正されて、地域包括支援センターが、困窮だとか、子供だとか、障害だとか、いろんな分野の問題に対応できるようになってきた。これまでは、地域包括支援センターで8050問題とかを扱うと、50歳の人間を支援の対象にするなんていうのは、介護保険特別会計の目的外使用だといって、会計検査院から怒られたりしていたんですね。ところが、今度、それを柔軟に、一括の補助金で対応できるようになって、コロナ関係の困窮なども、ここで対処できるようになってきています。いろんな窓口が、今、住居確保給付金だとか、生活福祉資金の書類仕事で忙殺されていて、とてもではないけれども、もう処理し切れなくなっているんですね。そうした中で、今、地域の多様な窓口が、それぞれのこれまでの縦割りを超えて、包括的な対処ができる条件が整いつつある。この条件をいかに生かしていくかということが、先ほどの話ですけれども、住民にとっては、自治体が機能しているという感覚を持っていただく上では非常に重要なポイントになってきている。そのような法改正も進んでいるということだけ、付加的な情報としてお伝えしておきたいと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、皆様から一通り大体御意見を頂けたので、池上会長、いかがでしょうか。最後に、少しまとめの第2の論点について、もし御発言がございましたら。

【池上会長】 いえ、特に。先ほどいろいろ申し上げましたので、更にまたいろいろ委員からつけ加えて有益な御発言をいただきましたので、こういうものをどういう形で答申の方にまとめていけるかということを考えていきたいと思っております。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今日は、本当に多様な御意見をいただきまして、ありがとうございます。特に第1の論点につきましては、様々な提言のご提案をいただきましたし、単に前回困っている企業種等という観点からの議論だったのに対して、今日は新しいまちづくりとか、コロナウイルス後の新しい社会を構築する上での税源、新しい税源、これは社会のあり方とかというものに非常に密接な関係があるかということをご様に強調いただいたと思っております。池上会長から御指摘ありましたように、これをどういう形で答申の中に盛り込んでいくか、また、事務局と相談させていただきながらまとめていきたいと思っております。本日も多様な意見を頂いたことに対して感謝申し上げます。

では、ちょうどお時間となりましたので、事務局に今後の日程等の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【工藤税制調査課長】 では、今後の日程についてお知らせいたします。

次回、第3回小委員会と、その次の第4回小委員会につきましては、まだ日程の方は決まっていませんけれども、10月の開催を予定させていただければと考えております。日程につきましては、改めて調整させていただきました上で改めてお知らせいたします。

なお、第3回小委員会につきましては答申の素案について、第4回小委員会では答申案について御議論いただきますので、いずれも審議は非公開にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 それでは、本日の議事はこれで終了とさせていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中を御参加いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、第2回小委員会を閉会とさせていただきたいと思っております。皆様、どうもありがとうございました。